

菓子製造業務従事証明書

住 所 香川県丸亀市〇〇町1丁目23

氏 名 香川 太郎

生年月日 平成〇年 〇月 〇日

上記の者は、次のとおり菓子製造業務に従事したことを証明します。

従事した施設 (菓子製造業の 営業許可を有 する施設)	施設名	株式会社〇〇製菓 第一工場
	所在地	香川県坂出市×××
	営業者氏名	株式会社〇〇製菓
	営業許可番号 及び許可年月日	第××××××××××号 令和〇年〇月〇日
菓子製造業務従事期間		令和元年10月から 令和6年9月まで (5年 0か月) ← 2年を満たしていること
備 考		

令和〇年 〇月 〇日

証明日を記入してください

証明者が法人の場合は代表者の職印（登記印）を押してください（会社印は不可）
証明者が個人の場合は営業者個人の実印を押してください

証明者の住所 香川県高松市番町〇丁目〇

氏名 株式会社〇〇製菓
代表取締役 〇〇〇〇

印

- 注1 従事した施設の長（以下「施設長」という。）が証明すること。ただし、施設長が従事者と同一人物の場合又は従事者の配偶者若しくは2親等内の血族である場合にあっては、施設長が所属している団体（菓子組合等）の長（支部長を含む。）が証明すること。また、従事者の勤務していた施設の廃業等により施設長が存在しない場合にあっては施設長が所属していた団体の長が証明すること。
- 注2 証明印は、施設長の職印を用いること。ただし、当該施設の長が職印を有しない場合は、施設長の実印を用い、当該印鑑が登録のしてある印鑑である旨の証明書を添付すること。
- 注3 菓子製造業務従事者とは、実際に菓子を製造する過程に従事した者をいい、専ら菓子製造品の運搬、配達、食器洗浄等に従事している者（菓子の製造に従事しない事務員、運転手等）は、菓子製造業務に従事している者とは認められない。また、パートやアルバイトで菓子製造業務に従事している者（原則として週4日以上かつ1日6時間以上勤務している者を除く。）は、菓子製造業務に従事している者とは認められない。